○経済産業省告示第百三十四号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書ＡのグループⅠ、議定書附属書ＡのグループⅡ、議定書附属書ＢのグループⅠ、議定書附属書ＢのグループⅡ、議定書附属書ＣのグループⅠ、議定書附属書ＣのグループⅡ、議定書附属書Ｅのグループ Ⅲ及び議定書附属書ＥのグループⅠに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条７に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十七年六月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

1　議定書附属書ＡのグループⅠに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

2　議定書附属書ＡのグループⅡに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

3　議定書附属書ＢのグループⅠに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

4　議定書附属書ＢのグループⅡに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

5　議定書附属書ＢのグループⅢに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

6　議定書附属書ＣのグループⅠに属する物質
一　生産量　二百五十二トン
二　消費量　二百八十三トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　四十四トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　十三トン

7　議定書附属書ＣのグループⅡに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

8　議定書附属書ＣのグループⅢに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

9　議定書附属書ＥのグループⅠに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

○経済産業省告示第百三十五号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を公示する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

旧名称	変更年月日
東京都立城東職業能力開発センター電気工事科	平成二十七年四月一日

新名称
東京都立城東職業能力開発センター足立校　電気工事科

○国土交通省告示第七百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年三月四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18064	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ－２１２００１Ｃ	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号
18065	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ－２１８３０１	〃	〃
18066	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ－２１８３０１Ｃ	〃	〃
18067	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ－２１２２０１Ｃ	〃	〃
18068	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ－２１８９０１	〃	〃
18069	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ－２１８９０１Ｃ	〃	〃

○国土交通省告示第七百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年三月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18070	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＲＥ１８５Ｈ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地